

吹田市地域公共交通協議会における傍聴に関する事務取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、吹田市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 協議会を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴の受付)

第3条 傍聴の受付は、協議会開催時刻の15分前から開催時刻まで行う。

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は、5名程度とし、会場の広狭に応じて定めるものとする。

2 傍聴希望者が前項に規定する定員を超えた場合は、抽選によるものとする。

(傍聴することができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することはできない。

- (1) 酒気を帯びている等、他人に迷惑を及ぼすと認められる者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (3) 前各号に定めるもののほか、協議会を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は次の事項を守らなければならない。

- (1) 協議会の秩序を乱し、または協議会の妨害となるような行為をしてはならないこと。
- (2) 私語、その他騒ぎたてるなどの行為をしないこと。
- (3) はち巻きをするなどの示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。

(携帯電話又はスマートフォンの使用の禁止)

第7条 傍聴人は、協議会の会場において、携帯電話又はスマートフォンを使用してはならない。

(写真等の撮影及び録音の禁止)

第8条 傍聴人は、協議会の会場において、写真、ビデオ等を撮影しまたは録音等をしてはならない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、会長から指示があったときは速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの基準に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第12条 この基準に定めるもののほか、協議会の傍聴に関し必要な事項が生じたときは、土木部長が定める。

附 則

この基準は、令和 2年 7月 16日から施行する。